

香芝・王寺環境施設組合議会

第2回(臨時会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和7年第2回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和7年5月29日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合5階研修室
- 3 出席議員 8名
 - 1番 中 井 一 喜
 - 2番 沖 優 子
 - 3番 幡 野 美智子
 - 4番 中 川 義 弘
 - 5番 筒 井 寛
 - 6番 川 田 裕
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 真 鍋 亜 樹
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 三 橋 和 史

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 河 口 大 輔

7 会議の事件は、次のとおりである。

承第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の専決処分の報告及び承認について

承第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の専決処分の報告及び承認につい
て

議題6号 特別職の職員で常勤のもの旅費に関する条例
等の一部を改正することについて

議第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を制定することについ
て

同第1号 香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき
同意を求めることについて

同第2号 香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき
同意を求めることについて

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

1番 中 井 一 喜

8番 真 鍋 亜 樹

9 開会 午前10時00分

(副議長 中川義弘) 皆さんおはようございます。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会告示第2号をもって第2回臨時会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

現在、香芝・王寺環境施設組合議会議長の職は空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の選挙までの限られた期間ではございますが議長の職を務めさせていただきますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

まずは王寺町議会議員を代表いたしましてお祝いの言葉を申し上げます。

過日の香芝市議会議員選挙におかれましては、激戦の中、優秀な成績で当選されましたこと、心からお祝い申し上げます。今日まで市政発展のためご活躍をされてきたことが高く評価された結果であると確信いたしております。本当におめでとうございます。また、先日、香芝市議会の役員改選では筒井議員が香芝市議会の議長として就任されましたこと、心からお祝い申し上げます。誠にありがとうございます。今後とも筒井議長様はじめ香芝市議会の皆様方の卓越した行政手腕によりまして市政発展のため、また組合発展のためにご尽力をいただきますことにますますのご活躍を祈念いたしまし

てお祝いの言葉とさせていただきます。今後ともよろしくお
願い申し上げます。

はい、筒井議員。

(議員 筒井寛) 議長のお許しをいただきましたので、香芝市議
会議員を代表いたしまして一言御礼の言葉を申し上げたいと
思います。

ただいま王寺町議会議長中川議長様から格別なるお祝いの
言葉を賜りましたこと、誠にありがとうございます。議員一
同、心から感謝の意を表します。3月の選挙におきまして
は、大変厳しい選挙戦ということでありましたが、皆様の温
かい心からのご支援を賜りましたおかげで当選させていただ
くことができました。本当にありがとうございました。今後
も一丸となりまして私ども香芝、よりよい市政、そして隣接
自治体であります王寺町様とのさらなる良好な関係の構築、
また当組合の発展のため誠心誠意頑張る所存でござい
ます。どうか今後とも皆様方のご協力を賜りますようによろ
しくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが御
礼の言葉とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申
申し上げます。ありがとうございました。

(副議長 中川義弘) どうもありがとうございました。

続きまして、理事者、議員各位、事務局職員の紹介をさせていただきます。

それでは、先に管理者、副管理者から自己紹介をお願いいたします。

はい。

(管理者 三橋和史) 管理者の三橋和史でございます。よろしくお願い申し上げます。

(副議長 中川義弘) はい。

(副管理者 平井康之) おはようございます。副管理者の平井でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) 次に、議員の紹介をしていただくわけですが、議員の紹介は議席順で、王寺町の1番中井議員から順次自己紹介をお願いいたします。

(議員 中井一喜) 中井一喜です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(議員 沖優子) 沖優子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議員 幡野美智子) 幡野美智子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議員 筒井寛) 香芝の市議会の筒井寛でございます。よろしくお願いいたします。

(議員 川田裕) 再び来ました川田でございます。よろしくお願いいたします。

(議員 下村佳史) 下村佳史です。よろしくお願いいたします。

(議員 眞鍋亜樹) 眞鍋亜樹です。よろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) 次に、事務局職員の紹介をお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

香芝・王寺環境施設組合事務局次長の増田でございます。

(事務局次長 増田勝久) 増田です。よろしくお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) 主幹の河口でございます。

(事務局主幹 河口) 河口です。よろしくお願いいたします。

(事務局長 細川圭司) そして、私、事務局局長の細川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) 皆さん、ありがとうございました。

それでは、改めまして議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、議会傍聴規則第8条により写真、録音等は禁止され

ております。

本日の本会議につきましては、質疑の回数を3回までいたします。

また、ご発言の際には、手持ちマイクをお持ちいただきますようお願いいたします。お持ちいただきましたら、マイクをオンにし、ご発言を終えられましたらオフにして次の方にお渡しください。

なお、マイクは音響設備の関係で人数分の本数がございません。各テーブルに1つずつとなっておりますので、お手数をおかけしますが、同じテーブル内で手渡して共有していただきますようよろしくお願いいたします。

本日、案件となっております議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、管理者より招集の挨拶をお願いいたします。

管理者、はい。

(管理者 三橋和史) 改めまして皆様おはようございます。

さきの香芝市議会議員選挙にて見事当選された皆様におかれましては心からお祝いを申し上げます。また、今回、新しく組合議員になられました議員各位におかれましては、当組合の運営に対し一層のご理解とご協力を賜りますようお願い

申し上げます。

本日、令和7年香芝・王寺環境施設組合議会第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともにご多用の中、出席をいただきましてありがとうございます。また、改めまして平素より当組合の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本臨時会に理事者側から提出いたしましたのは、専決処分の報告及び承認が2件、議案が2件、同意が2件の合わせて6案件でございます。議員各位には何とぞ慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げまして開会に当たりましたの挨拶といたします。

(副議長 中川義弘) ありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。よって、ただいまから令和7年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事の進行上、仮議席を指定しております。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) ありがとうございます。

異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決しました。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) 本臨時会の会期は、本日1日といたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(副議長 中川義弘) 休憩を閉じて、日程第2、香芝・王寺環境施設組合議会議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙はどのようにしますか。

はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 選挙の方法は指名推選で、川田議員を推選いたします。

(副議長 中川義弘) ただいま幡野議員から指名推選で川田議員を推選との発言がございましたが、これにご異議ございませんか。

(異議ありの声)

(副議長 中川義弘) はい、筒井議員。

(議員 筒井寛) 投票でお願いいたします。

(副議長 中川義弘) それでは、ただいま異議ありで、投票ということになりました。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項に基づき投票で行うこととなります。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は8名でございます。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人は中井議員及び眞鍋議員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 中川義弘) それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

(副議長 中川義弘) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番中井議員から議席番号順に投票願ひます。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

(副議長 中川義弘) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続けて、開票を行います。

中井議員及び眞鍋議員、開票の立会いをお願いいたします。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

有効投票数、沖優子4票、川田裕4票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票であり、川田議員と沖議員の得票数は同数であり、いずれも法定得票数を超えております。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっております。

川田議員と沖議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、これより行います。

(議員 下村佳史) はい。今、説明をお聞かせいただいたんです

けども、1回目はくじを引く順番、2回目はくじを引いて決定するというお話は終わったと思うんですけども、くじの1番が議長なのか2番が議長なのかというところをはっきりしていただきたいと思います。

(副議長 中川義弘) 1番は数字の少ないほうから引かせていただきます。

まず最初に、順番のくじを引くのは数字の少ない順番から引いてもろうて、その次は今言うてるようにその後はやっぱり同じように先の人から引いてもらおうか、ということをお願いいたします。

(議員 下村佳史) 数字の、そこをはっきり。

(副議長 中川義弘) 少ない、少ない、だからうちは1番、2番って、2番の数字、少ないでしょう。

(事務局長 河口大輔) よろしいですか。

事務局から失礼いたします。

ただいまのご質問につきまして、流れのほう、簡単にご説明させていただきます。

まず、くじは2回引くんですけども、1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定いたします。

1回目の順序を決めるものにつきまして、1番くじが先、

2番くじが後の順番で引いていただくこととなります。この順番に従いまして1番くじ、2回目のくじで1番くじを引かれた方が議長に当選といった形になりますので、よろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) 今の説明のとおりでございます。

中井議員及び眞鍋議員、くじの立会いをお願い申し上げます。

それでは、川田議員、沖議員。

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに、沖議員、次に川田議員。

以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

1番くじを引いた方が当選人となります。

それでは、沖議員、どうぞ。

それでは、本席から会議規則第29条第2項の規定により当選人を告知いたします。

新議長に川田裕議員、その場で結構ですので、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

(議長 川田裕) 新議長に選任されました川田でございます。会議規則を駆使した議会運営をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(副議長 中川義弘) それでは、議場の出入口を開錠してください。

それでは、川田議長、議長席におつき願います。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 川田裕) 休憩を解いて再開いたします。

日程第3、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、現在ご着席の仮議席を本議席と指定いたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において中井一喜議員、8番眞鍋亜樹議員を指名いたします。

日程第5、香芝・王寺環境施設組合議会副議長の辞職許可についてを議題といたします。

中川副議長から副議長の辞職願が提出されておりますので、地方自治法第117条の規定により中川議員の退場を求めます。

お諮りいたします。

中川議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。

中川議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで中川議員の入場を許可いたします。

日程第6、香芝・王寺環境施設組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票あるいは指名推選のいずれの方法がよろしいでしょうか。

はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 選挙の方法は指名推選で、沖議員を推選します。

(議長 川田裕) ただいま中井議員から指名推選による方法とご発言がございましたが、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とすることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選による方法といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、中井議員から指名をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) では、異議なしと認めます。

では、中井議員から指名をお願いいたします。

中井議員。

(議員 中井一喜) 沖議員を指名します。

(議長 川田裕) ただいま沖議員が副議長に推選されましたので、当選人と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。

ただいま沖議員が副議長に当選となりました。

それでは、本席から会議規則第29条第2項の規定により
当選を告知いたします。

新副議長、その場で結構ですので、就任のご挨拶をお願い
いたします。

はい、沖議員。

(副議長 沖優子) ただいま皆様のご推挙によりまして副議長の
任に就かせていただきます沖でございます。川田議長を支え
ながらしっかりと取組を進めてまいりたいと思います。どう
ぞよろしくお願ひいたします。

(議長 川田裕) 日程第7、承第1号一般職の職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認につ
いてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました承第1号一般
職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処
分の報告及び承認についての提案理由を申し上げます。

議案書2ページから5ページ及び参考資料の新旧対照表を
ご覧ください。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正
する法律において一般職の職員の給与に関する法律が令和6

年12月25日に公布されたことにより本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は、扶養手当、地域手当、管理職員特別勤務手当等について改正するものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

(議長 川田裕) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。

承第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、承第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第8、承第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました承第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についての提案理由を申し上げます。

議案書6ページから8ページ及び参考資料、新旧対照表をご覧ください。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を

拡大するとともに仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。

何とぞ慎重なご審議の上、承認賜りますようお願いいたします。

(議長 川田裕) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、討論を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。

承第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、承第2号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第9、議第6号特別職の職員で常勤のもの旅費に関する条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました議第6号特別職の職員で常勤のもの旅費に関する条例等の一部を改正することについての提案理由を申し上げます。

議案書9ページから12ページ及び参考資料、新旧対照表をご覧ください。

本案は、旅費制度について物価上昇などの経済社会情勢の変化に対応した内容に見直しするため本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は、宿泊料の額の引上げ、鉄道費の特別急行料金の距離規定の廃止等でございます。

何とぞ慎重な審議の上、原案可決賜りますようよろしくお

願います。

(議長 川田裕) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1 番中井です。

今回の旅費条例の改正の中で宿泊料の額は何故だろうかというところで、さきの国家公務員の旅費に関する法律の一部改正により宿泊料の定額についてはこれまでの甲・乙地方の定めから都道府県単位に改正されていますが、この組合の場合は定額で今回一般職の場合は1万4,000円という形、特別職の場合は1万6,800円という形で単一定額で規定されてるんですけども、今回単一の定額と規定された理由と金額の根拠についてお伺いします。

(議員 川田裕) はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) 特別職の職員で常勤のものに関する条例の一部改正の中で、まず特別職の方は今中井議員おっしゃったように1万4,800円から1万6,800円、約2,000円の増額となっております。それと、一般職については1万1,000円から1万4,000円で約3,000円の増額となっております。主にこの根拠といたしますのは、これ

まで物価上昇等に伴います影響を考慮して宿泊料を値上げしたものでございます。

以上でございます。

(議長 川田裕) はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井です。

今回、国の法改正というのが特に宿泊料というのが実際出張される、宿泊される地域によってかなり高額だったり安く済んだりするといった形があります。特に、ご承知のとおり上京時の旅費については、これまでの甲地方の定め額についてもなかなかそれで賄えないという事情がありました。そういったことを勘案して今回国のほうで法律が改正されたわけなんですけども、一般職を例にとりますと定額で1万4,000円ということで、国の法律では東京都の場合は1万9,000円という形で定められています。ですので、今、引上げというのは分かるんですけども、国公準拠という考え方がある中で、あえて定額で1万4,000円あるいは1万6,800円と定められているのが先ほどの説明ではちょっと分からないんですけども、どうですか。

(議長 川田裕) はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 私のほうからお答えをさせていただきますが、議員おっしゃるように国家公務員のものにつきましては

実費を支給するという改正が先般行われたところでございますが、当組合におきましては、なお定額を維持して物価上昇に対応することとして増額とした規定として提案をさせていただいております。その理由につきましては様々ございますけれども、昨今の宿泊費を支払いをするとき等にクレジットカードとか電子決済をすることも多々ございますけれども、それにつきまして組合のほうで事務局も含め私もそうでございますけど公用のクレジットカードとかも所有をしていない状況でございまして、そういった書類を組合のほうにお出しをするということもかなり時間もかかりますし、プライベートなものをそのところでお出しをするというのもなかなか難しい面もございます。また、実費ということになりますと1円単位での計算が必要になりますが、それにつきましては事務が少し煩雑になるところもございまして、国においてはそういったところの、それを一括して処理するセンター等もあるようでございますので、そういったところで当組合、事情が違うのかなと思います。ただ、この金額で対応できない部分につきましては、現行の第18条の第4項にございますように、より高い場合、この支給額が適当でない場合には定額を増額し、またはその実費を支給することができるという規定を適用して対応させていただくことが可能かと思いま

すので、提案内容でご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

(議長 川田裕) はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井です。

管理者自らご返答いただきましてありがとうございます。

ちなみに香芝市の場合、本町の場合は今回、先の3月議会で条例改正したんですけども、この定額について都道府県単位で定めてます。ちなみに香芝市のほうはどのような形で定められてるのか伺います。

(議長 川田裕) 中井議員に申し上げます。香芝市の事務ですので、組合の事務に限っていただきたいと思います。

以上です。

発言は組合の事務に限ってください。

はい、中井議員。

(議員 中井一喜) 今、質問させていただいたのは、この1万4,000円の定額を定めた根拠というのを説明いただいたんですけども不十分なので、当然組合というのは香芝市と王寺町で共同設置の特別地方公共団体ですので、そういった例規の改正についても参考にされてるといのは議長も十分ご存じなはずなので、あえて質問させていただきました。あ

と、このことについて回答いただけないのであれば、ただ、クレジットカード払いのことなんかもおっしゃいますけども、あくまで定額というのは上限額を定めてるのであって、それまでかからない場合はかかった費用について旅費を支給するということになってますので、カード払い云々というのはあまり関係ないのかなと考えます。ただ、調整額というのが前もあったんですけど、今回の国の法律改正とかを考えれば、市町村においても国の法律にならって細部について定めるのが道理であって、おのずから今先ほど言いましたように東京都なんかこの額でもなかなか宿泊料を賄うのは困難ですし、宿泊を予約すること自体も困難だと思いますので、今回現状よりは改善ということで引上げされてますので、今後私の提案というか質問させていただいた内容のような形で改正していただくようにご検討いただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

(議長 川田裕) はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) ありがとうございます。議員おっしゃるところも理解するところございますので、一旦この内容で提出させていただいておりますので、また今後研究を深めまして、よりよいものがありましたら、また改めて提案をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(議長 川田裕) ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより議第6号を採決いたします。

議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、議第6号は原案

のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第10、議第7号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました議第7号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

議案書13ページから15ページ及び参考資料、新旧対照表をご覧ください。

本案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、本条例により組合における関係条例において懲役及び禁錮を引用する規定の文言整理のための改正を行うものでございます。

本条例の施行日は、改正刑法の施行日の令和7年6月1日とするものです。

何とぞ慎重な審議の上、原案を可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 川田裕) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第11、同第1号香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました同第1号香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

本案は、本年6月で任期満了予定の香芝・王寺環境施設組合監査委員近藤洋氏の後任に人格公正で識見豊かな池田善紀氏を本組合監査委員に選任いたしたく、香芝・王寺環境施設組合規約第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、原案の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

(議長 川田裕) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより同第1号の採決をいたします。

それでは、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 異議なしと認めます。よって、同第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第12、同第2号香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により眞鍋議員の退場を求めます。

それでは、理事者より提案理由の説明をお願いいたします。

はい、細川局長。

(事務局長 細川圭司) ただいま提案になりました同第2号香芝・王寺環境施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

本案は、香芝・王寺環境施設組合監査委員のうち議会議員の幡野美智子氏の後任に人格公正で識見豊かな本組合議員の眞鍋亜樹氏を本組合監査委員に選任いたしたく、香芝・王寺環境施設組合規約第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、原案の同意を賜りますようお願い申し上げます。

(議長 川田裕) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ある方は、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち

切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 川田裕) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより同第2号の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 川田裕) 同第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで眞鍋議員の入場を許可いたします。

これをもちまして第2回臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心

から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

はい、三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

委員各位には公私ともにご多用の中、出席をいただきありがとうございました。また、慎重にご審議をいただき、いずれも原案可決賜りまして、ありがとうございました。ご審議の中でいただきましたご意見やご指摘につきましては真摯に受け止め、今後も地域の生活環境に配慮し、円滑に安全で安心な施設運営を行ってまいります。議員各位におかれましては引き続きご尽力を賜りますようお願い申し上げまして閉会に当たりましての挨拶といたします。

(議長 川田裕) これをもって令和7年香芝・王寺環境施設組合第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和7年5月29日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員